

酪農・畜産基本政策の確立に関する提言

北海道の酪農・畜産は、気象・地理的に不利な条件を克服しながら、専業経営を主体に発展し、豊富な飼料基盤を維持しながら、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。特に近年は、府県の生産基盤の後退に伴って北海道の位置付けが高まってきています。

加えて、酪農・畜産は、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、北海道酪農といえども、飼養戸数や飼養頭数の減少という厳しい現実に直面しており、生乳生産は回復の兆しは見えるものの目標値を下回る状況にあります。これまで、国の補助事業に後押しされた規模拡大政策によって、生乳生産量全体を確保してきましたが、近年の政策は成果目標だけが先行し、政策の基本となる生産基盤を守るという最も大事なことが失われています。そのため、労働力不足や牛舎などの収容能力、投資負担などの面から北海道酪農の大多数を占める家族酪農を中心に限界感が漂っています。

さらに、広大な北海道の酪農地帯において、単なる生乳生産のためだけでなく、地域コミュニティを維持するため、中小規模層の家族酪農経営をいかにして次世代に繋いでいくかが重要な課題となっており、現状維持志向の酪農家の視点も含めた多様な生産基盤の強化策が強く求められています。

こうしたなか、我が国の牛肉・豚肉、乳製品は、規制撤廃による自由競争への制度変更やTPP11、日EU・EPA協定などの国際貿易交渉によって、大幅に市場開放されることとなります。政府の試算においても、北海道が特に大きな影響を受けることは明らかで、多くの酪農家は国産需要が奪われ、生産者価格が低下し、将来的に営農が困難になるのではないかと不安感を強めています。

ついては、国民の基礎的食料の一つでもある牛乳乳製品及び畜産物の安定生産、地域経済・社会に密着する多様な酪農・畜産農家の持続的な発展を図るため、生産現場の声に基づく酪農・畜産政策の推進と必要な予算確保に努められますようご要請致します。

2018（平成30）年7月

北海道農民連盟
委員長 西原正行

I. 国内酪農・畜産の持続的発展を可能とする国境措置の確保

1. 国内生産の縮小をもたらす農畜産物の市場開放断固反対

- (1) RCEPをはじめ国際貿易交渉にあたっては、「食料・農業・農村基本計画」で掲げる畜産物の自給率目標や「酪肉近代化基本方針」で定める牛乳乳製品及び牛肉の生産数量目標の達成に悪影響を及ぼさないよう、関税撤廃・削減の対象から除外するなど、確固たる国境措置の維持を図ること。
- (2) TPP11協定（農産市場アクセス）については、我が国の酪農・畜産に甚大な影響を及ぼすにもかかわらず、見直し規定の実行性や影響試算の妥当性など多くの懸念事項が完全に払しょくされたとは言い難いことから、協定発効に向けた手続きを停止すること。
- (3) 日米の新たな貿易協議（FFR）については、米国側はTPP合意以上の農畜産物の市場開放を求めてくる可能性が高いことから、毅然とした交渉姿勢を示し、国内酪農・畜産を守り抜くこと。
- (4) 日EU・EPA協定については、乳製品及び牛肉・豚肉などの関税が撤廃・削減され、国内酪農・畜産に甚大な影響を及ぼすことから、国会批准を断じて行わないこと。

II. 誰もが将来を展望できる酪農・畜産経営安定政策等の確立

1. 加工原料乳生産者補給金制度の充実 [適正な単価設定と万全な予算措置]

- (1) 平成31年度の加工原料乳生産者補給金単価及び集送乳調整金、総交付対象数量については、輸入乳製品と競合する乳製品向け生乳の再生産確保と国産乳製品の安定供給を図り、かつ、酪農経営の所得安定に資するよう、展望の持てる適正な水準で設定するとともに、必要な予算措置を講じること。
- (2) また、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、当該年度の急激な経済事情などの変化を踏まえて適切に単価見直しを行うなど、機動的な対応を図ること。

2. 加工原料乳生産者経営安定対策事業の強化 [万全なセーフティネット構築]

- (1) 加工原料乳生産者経営安定対策事業については、急激な経済・販売環境等の変化に伴う乳製品向け生乳の取引価格の下落による所得の低下に対し機動的な対応が可能となる仕組みとするとともに、補填割合の引上げ、補てん基準単価の下限設定などの充実強化を図り、セーフティネット機能を高めること。

3. 飼料生産型酪農経営支援事業の充実強化 [経営安定政策の強化]

- (1) 自給飼料型の酪農生産に取り組む酪農家の経営安定対策である「飼料生産型酪農経営支援事業」については、国際化への将来不安を払拭するため、恒久的な経営安定政策として確立し、安定的な予算確保を図ること。
- (2) また、支援対象者の要件（基準面積、環境負荷軽減取組、作付面積拡大又は環境メニュー切替）については、各地域の事情などを踏まえた弾力的な運用を行うとともに、支援水準（本体交付金、追加交付金）の引き上げを図ること。

4. 家族酪農を守り育てる経営安定政策の構築 [直接支払制度の創設]

- (1) 厳しくなる経済環境下においても、地域の酪農生産やコミュニティーを支えている家族酪農の持続的な発展が図られるよう、生産基盤の維持に向けて意欲的に取り組む酪農家の経営安定に資する支援策を早急に講じること。
なお、現行の諸対策事業における家族酪農経営向けの対象枠設定のほか、新たな経営安定支援制度（直接支払）の創設など、多角的に検討すること。

5. 国産乳製品安定取引対策及び生乳需給安定対策の確立

- (1) 国際競争下に晒される国産乳製品（チーズなど）の需要確保や安定的な取引を維持し、競争力低下による国内酪農・乳業の縮小を招かないよう、国の責務として、中長期的な国産乳製品の安定取引対策や生乳需給安定対策を確立し、万全な予算措置を講じること。

6. 肉用牛・養豚経営安定政策の拡充

- (1) 肉用牛及び養豚農家の将来不安（国際化の進展）を払拭するため、「畜産経営の安定に関する法律」に基づく牛マルキン及び豚マルキンの補填割合の引き上げなどを早期に実施するとともに、必要な予算措置を講じること。また、今後の経営動向を十分に注視し、状況に応じて制度改善を図ること。
- (2) 肉用子牛生産者補給金制度については、算定方式の見直しや繁殖経営支援事業との1本化を早急に行い、品種ごとに再生産と所得が確保される展望の持てる保証基準価格等を適正に設定するとともに、必要な予算措置を講じること。

Ⅲ. 生産現場の声に基づく酪農・畜産の生産基盤強化対策等

1. 畜産クラスター事業の改善・充実

- (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）については、多種多様な地域要望を踏まえた計画的な事業の推進（安定的な投資計画）及び事業の強化が可能となるよう、平成 31 年度当初予算等により十分な予算措置を図ること。
- (2) また、畜産クラスター事業の推進にあたっては、事務負担の軽減と迅速化、基準事業費及び特認事業費の上限見直しなど、生産現場からの要望等を十分に汲み取りながら、適宜、事業内容の見直し改善を図ること。

2. 楽酪GO事業などの拡充による酪農家の働き方改革の推進

- (1) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）については、31 年度当初予算において予算措置するとともに、生産現場からの要望等を十分に踏まえて事業内容の改善充実を図り、酪農家の働き方改革に資すること。
- (2) また、酪農経営体生産性向上緊急対策事業（楽酪事業）についても、十分な予算確保を図り、生産現場からの要望に応え使いやすい事業内容とすること。

3. 酪農ヘルパー対策の拡充による酪農家の働き方改革の推進

- (1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農家の働き方改革の上でも重要であることから、酪農ヘルパー利用組合の安定的な事業運営が図られるよう、ヘルパー要員の確保と雇用環境の整備に係る費用への助成措置を拡充するなど、生産現場に寄り添った事業内容に強化すること。
- (2) 酪農ヘルパーの人材育成・確保や職業認知度向上を図るため、公的な酪農ヘルパー資格制度を創設し、資格取得者の待遇向上に対する支援策（助成措置）を講じること。

4. 死亡牛のBSE検査見直しについて

- (1) 死亡牛のBSE検査見直しについては、国民理解を前提に慎重な検討を行い、消費者への食の安全に関する説明責任を果たすこと。
また、米国の対日要求（全ての月齢の牛の受入れ）に沿うようなBSE検査縮小は断じて行わないこと。

5. 酪農における情報通信技術（ICT）活用に向けたインフラ整備の促進

- (1) ICTを活用した酪農経営の効率化・高度化等の取組みを支援するため、農村地域における光回線など高速通信網のインフラ整備を促進すること。

6. 農業災害補償制度における家畜共済事業について

- (1) 農業災害補償制度における家畜共済事業については、我が国酪農の発展に欠かすことのできない重要な制度であることから、拠点となる家畜診療所の整備強化（獣医師の確保対策など）や農家負担の軽減などの充実強化を図ること。